

～第4種踏切において発生した、列車と原動機付自転車との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：西日本旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和2年1月31日 15時30分ごろ

発生場所：鳥取県境港市

境線 高松町駅～中浜駅間（単線）

新屋第3踏切道（第4種踏切道：遮断機及び警報機なし）

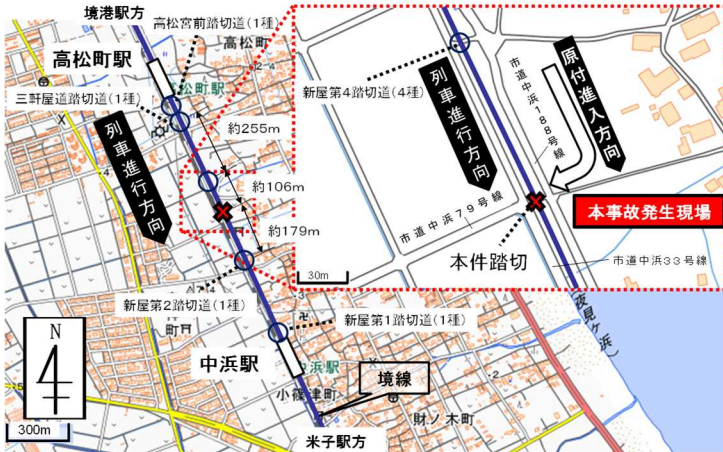
米子駅起点13k766m付近

<概要>

西日本旅客鉄道株式会社の境線境港駅発米子駅行きの上り第1654D列車の運転士は、高松町駅～中浜駅間を速度約57km/hで走行中、新屋第3踏切道に左側から進入してくる原動機付自転車を認めたため、直ちに非常ブレーキを使用した。列車は同原動機付自転車と衝突した。

この事故により、同原動機付自転車の運転者が死亡した。

<事故現場周辺図>

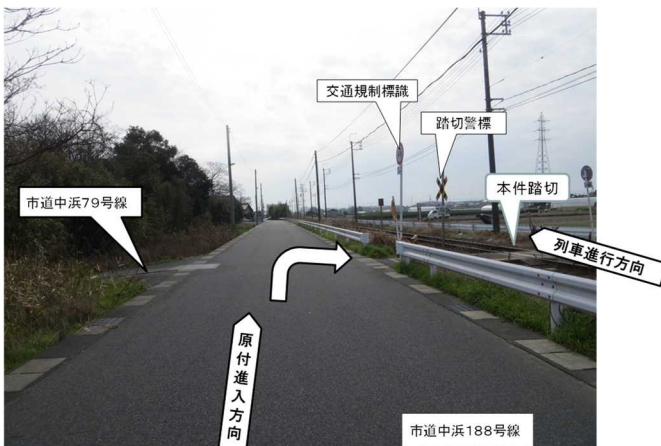


※この図は、国土院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

<原付進入側から見た新屋第3踏切の状況>



<原付進入前の市道から見た新屋第3踏切の状況>



<原付進入側から見た列車見通し状況>



<原因>

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である新屋第3踏切道に列車が接近している状況において、原動機付自転車が同踏切道内に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと認められる。

列車が接近している状況において、同原動機付自転車が同踏切道内に進入したことについては、同原動機付自転車の運転者が列車の接近に気付かずに踏切道内に進入した可能性があると考えられるが、同運転者が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

鉄道事業者、境港市、地域住民等の関係者は、近隣第4種踏切道との統廃合又は近隣第1種踏切道の歩道整備とあわせて本件踏切の廃止に向けた協議を進め、早期に方針を定めて、具体的な取組を実施することが必要であると考えられる。

さらに、そのような措置を講じるまでの間については、市道中浜188号線から本件踏切に進入する者に対する注意看板の追加、踏切停止線の塗布等の対策を検討するとともに、踏切直前で一時停止し、安全確認することについて周知することが望ましい。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、
鉄道事故調査報告書をご覧ください。